

令和6年度山形県地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 趣旨

山形県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るため、山形県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）を設置しています。

この度、県内で活動していただける推進員を次のとおり募集します。

2 募集人数

10名程度

3 応募資格

地域における地球温暖化の現状および地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図る活動に熱意と識見を有する、次の全ての項目に該当する方とします（ただし、「山形県学生環境ボランティア」に登録した学生は除きます。）。

- (1) 山形県内において地球温暖化防止活動を行う方
- (2) 年齢満18歳以上（令和6年4月1日現在）で県内に在住の方
- (3) 山形県地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という。）が開催する推進員の養成研修を受講することができる方
（ただし、地球温暖化防止活動の分野での活動実績等によっては、研修の全部又は一部について受講義務を免除する場合があります。）

4 活動内容

地球温暖化防止に係る自主的、又は、地方公共団体や各種団体等の要請に応じた次の活動を行います。

- (1) 県民への地球温暖化の現状及び対策の重要性についての普及啓発
- (2) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報提供・協力
- (3) センター事業等への協力
- (4) 国、県、市町村が実施する地球温暖化防止施策への協力
- (5) 自ら日常生活における省エネ等の地球温暖化防止活動の実践

5 活動経費

ボランティアとして活動を行い、報酬等は支給しません。

6 応募方法

(1) 応募区分

自薦及び市町村又はセンターからの推薦によるものとします。

(2) 応募書類

ア 市町村又はセンターからの推薦による場合は、推薦者において推薦状（様

式1)及び山形県地球温暖化防止活動推進員応募申込書(様式2)を提出してください。

イ 自薦による場合は、山形県地球温暖化防止活動推進員応募申込書(様式2)に応募の動機、これまでの活動及び今後の抱負等を記した作文(自由様式:400字程度)を添えて提出してください。

(3) 応募・問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県環境エネルギー部環境企画課 カーボンニュートラル・GX戦略室
TEL:023-630-3162 FAX:023-630-2133

7 募集期間

令和6年5月27日(月)から6月28日(金)まで(必着)

8 選考及び委嘱

応募者の中から応募書類により委嘱候補者を選考し、センターが開催する推進員の養成研修(3回)を修了した方を推進員に委嘱します。

第1回目の養成研修は、7月21日(日)に、山形エコハウス(山形市上桜田)において開催する予定です(一部の養成研修はWEBによるリモート受講が可能。)

9 推進員名簿の公表

推進員として地域で活動するにあたり、推進員の活動情報等について、県民や地球温暖化防止活動を行う各種団体に広く周知する必要があるため、推進員の氏名、居住地市町村名、活動地域、所属する環境関連団体、資格、活動実績等について一般に公表するとともに、推進員の情報(氏名、住所、連絡先)を居住地の市町村へ提供します。